

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	佐藤 安孝
登録番号又は法人番号	08021452
所属する単位会	秋田県行政書士会
事務所名称	さとう行政書士事務所
事務所所在地	秋田県横手市十文字町宝竜一丁目18番地
処分年月日	令和6年8月2日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び2年（令和6年8月2日から令和8年8月1日）の会員の権利の停止
上記処分をした理由	佐藤安孝会員は、秋田県行政書士会会則第21条による納付すべき会費を正当な理由なく滞納したことによる。 よって、行政書士法第13条、秋田県行政書士会会則第80条第3項に違反。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 秋田県行政書士会会則第80条 本会は、当該事業年度において、納付すべき会費を正当な理由なく2ヵ月以上の期間滞納している会員に対し、1ヵ月以上の期限を定めて会費を納入すべき旨の催告を会長が行うものとする。 2 前項の規定により、催告を行っても、なお定められた期間までに会費の納入が行われない場合には、綱紀委員会を開催し、その者の会員として業務を継続して行う意思の有無を確認のうえ、その意思がないと認められる者に対しては、次の勧告を会長が行うものとする。 一 個人会員に対しては、廃業の勧告 二 法人会員に対しては、法人の解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告 3 前項の規定により綱紀委員会の開催後、なお3ヵ月以内に会費の納入がない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして、前項各号の勧告を会長が行うものとする。